

第1回流山市行財政改革審議会

令和8年3月18日（水）

午前10時から正午まで

第1庁舎3階庁議室

次 第

10:00

- 1 委員の紹介、正副会長の決定
- 2 行財政改革審議会について

10:20

- 3 委嘱状の交付
- 4 諮問

流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定
について

10:30

- 5 流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定の方向性（案）について（企画政策課）
- 6 意見交換

11:50

- 7 その他

【配付資料】

- ・資料1 流山市行財政改革審議会条例
- ・資料2 流山市行財政改革審議会について
- ・資料3 スケジュール（予定）
- ・資料4 諮問書（写）
- ・資料5 流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針
- ・資料6 流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定の方向性（案）
- ・資料7 流山市公の施設一覧
- ・その他 委員名簿、意見シート

○流山市行財政改革審議会条例

平成15年10月3日

条例第24号

改正 平成24年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、流山市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の行財政改革の推進に関する事項について必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選によりこ

れを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 部会は、調査研究の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
(会議の運営等)

第8条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、行財政改革を主管する課において行う。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(審議会の招集に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

流山市行財政改革審議会について

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、「流山市行財政改革審議会設置条例」により設置されたもので、市長からの諮問に応じ行財政改革の推進に関する事項について必要な調査・審議を行い、市長に答申又は建議します。

委員構成は、学識経験を有する者、公共的団体等を代表する者、市民等の15人以内で構成し、任期は2年としています。

これまでの諮問・答申状況について

諮問内容は多岐に渡りますが、行財政改革の方針を定める計画の策定及び進捗状況に関すること、行政評価ツール等評価方法に関すること、定員適正化計画の策定及び進捗状況に関すること等が挙げられます。

従来、委員の皆様には任期である2年の間に、諮問事項について審議していただき、令和7年度につきましても同様の流れを予定しております。

No.	年度	諮問・答申内容
1	H15	・行財政改革の推進について
2	H16	・アウトソーシング（NPO・市民団体等への委託、協働の推進）のあり方について
3	H17-18	・行政評価制度の外部評価について ・新行財政改革実行プランの進捗状況について
4	H19	・新行財政改革実行プランの進捗状況について ・行政評価制度の外部評価について ・市民による業務参加事業に関する市民からの提案について
5	H20	・新行財政改革実行プランの進捗状況について ・行政評価制度の外部評価について
6	H21	・新行財政改革実行プランの策定について ・行政評価制度の外部評価について
7	H22	・行政評価制度の外部評価について ・業務委託基準の策定について ・新しいプランによる行財政改革への取り組みについて
8	H23-24	・各部局長の仕事と目標の取り組みについて
9	H25	・行財政経営戦略プランに係る取組状況について
10	H26	・次期定員適正化計画について
11	H27	・公共施設等総合管理計画（案）について ・流山市行財政経営戦略プランの取組状況の検証 ・次期流山市行財政経営戦略プランの策定について
12	H28	・流山市健全財政維持条例の制定について
13	R1	・次期流山市経営改革プランの策定について ・次期定員適正化計画の策定について
14	R3	・まちづくり報告書による行政評価について
15	R5-6	・次期流山市経営改革プランの策定について ・次期流山市情報化推進計画の策定について ・次期定員適正化計画の策定について

【参考】令和5・6年度審議会に係る諮問及び答申状況について



【諮問内容】

- ▶ 次期流山市経営改革プランの策定について
- ▶ 次期流山市情報化推進計画の策定について
- ▶ 次期定員適正化計画の策定について

【審議委員会委員構成】全15名

- ▶ 学識経験を有する者・・・・・・・・・・6名
- ▶ 公共的団体等を代表する者・・・・・・・・5名
- ▶ 公募（市民）・・・・・・・・・・4名

【任期】

令和6年1月29日～令和8年1月28日

次期流山市経営改革プランの策定に係る答申の要旨

- ・流山市は、これまで効率的な行政運営を進めてきたが、少子高齢化や行政需要の複雑化により、より革新的な改革が必要となっている。
- ・老朽化した公共施設や将来の財政負担、多様化する市民ニーズへの対応、人材育成、デジタル化等が主要な課題となっている。
- ・次期プランでは、行政評価の強化、財政の選択と集中、市民との共創、職員育成、DX推進を柱に「住み続ける価値の高いまち」を実現することが求められる。

次期流山市情報化推進計画の策定に係る答申の要旨

- ・流山市は、少子高齢化や行政需要の多様化に対応するため、従来の情報化からDXへ転換し、市民・事業者・行政がデジタルでつながる「共創」を軸に次期計画を検討している。
- ・推進体制の整備、職員のスキル向上、情報セキュリティ強化、市民との情報共有が主要な課題となっている。
- ・次期計画では、行政改革や人材育成、官民連携、デジタルデバイド対策を重視し、デジタルによる共創を実現するため、市長主導の全庁的な取り組みが求められている。

次期定員適正化計画の策定に係る答申の要旨

- ・流山市は、人口増加や行政需要の複雑化に対応するため、業務効率化や人材育成を進めつつ、最適な職員数の確保が課題となっている。
- ・人材確保難や行政ニーズの多様化に対応するため、DXを前提とした適正人数の把握、柔軟な組織体制、多様性とエンゲージメントの向上、DXによる業務改革が重要となっている。
- ・次期計画では、職員配置の客観的評価、専門人材の活用、働きやすい環境整備、DX推進リーダーの育成等により、効率的で持続可能な行政運営と質の高い市民サービスの実現が求められる。

流山市行財政改革審議会事務局

担当：佐藤、渡辺、三好、小田、門沢

TEL：04-7150-6078

MAIL：keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp

令和 7 ～ 8 年度 行財政改革審議会のスケジュール（案）

時期	内容
令和 8 年 3 月 18 日	諮問・委嘱（市長から） 第 1 回 流山市公共施設の使用料設定に当たって の基本方針の改定について① ・基本方針の改定の方向性（案）に関する説明 （企画政策課）
令和 8 年 4 月	第 2 回 流山市公共施設の使用料設定に当たって の基本方針の改定について② ・基本方針の改定に関する説明（企画政策課） ・基本方針の改定（案）の方向性について ・答申案（草案）について
令和 8 年 5 月	第 3 回 流山市公共施設の使用料設定に当たって の基本方針の改定について③ ・基本方針の改定（案）について ・答申について 答申（市長へ）

流山市公共施設の使用料設定 に当たっての基本方針

平成20年2月

企画財政部

企画政策課

目 次

I	基本方針作成の趣旨	1
II	3つの基本方針	1
	第1 受益者負担の原則	1
	第2 共通的な使用料算定方法の確立	1
	（1）原価について	2
	1）会議室等の利用の場合の原価計算	2
	2）体育施設・ギャラリー等の場合	3
	3）公共施設の駐車場の場合	3
	4）自転車駐車場の場合	3
	第3 無料・減免基準の見直し	4
	（1）新しい減免基準	4
	（2）市外料金の設定	5
III	急激な負担増への配慮	5
IV	その他附則事項について	6

I 基本方針作成の趣旨

流山市では、市民ニーズに対応した多くの公共施設が整備され、市民生活に欠かせない重要な施設として、管理運営されています。

しかし、使用料については、長年にわたって据え置かれてきたものも多く、社会経済状況の変化等を踏まえた適正な見直しが必要となっています。

また、有料施設と無料施設があり、施設間格差の是正を図ることも必要となっています。

そこで、市では市民が利用する公共施設の使用料設定に当たっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」を策定したものです。

II 3つの基本方針

「受益者負担の原則」、「共通的な使用料算定方法の確立」、「減免基準の見直し」の3点を基本方針として位置付けます。

第1 受益者負担の原則

施設を利用する人には施設使用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。

そこで、「受益者負担の原則」を基本方針の第1とし、受益者負担を徹底し、原則、全ての公共施設に使用料を設定します。

ただし、法令により使用料を徴収できないなど、使用料などを設定しないことに合理的な理由がある施設については例外とします。また、福社会館等の社会福祉施設は施設の設置目的から対象外とします。

第2 共通的な使用料算定方法の確立

使用料算定の方法を、共通的なものとして、明らかにするこ

とは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上で重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料の算定方法として、統一的な方法で把握した原価（施設の利用に係る費用）による方式を基本方法とします。

(1) 原価について

原価（施設の利用に係る費用）については、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、表1の項目により把握します。

なお、計算に当たっては、施設のロビーや通路等の共用スペースに係る経費、施設で行われる催しなどに要する経費については除外した上で表1の費用を対象とします。

【表1 施設の維持管理や運営等に要する費用の項目】

項 目	説 明
物件費	光熱水費、委託料（指定管理料含む）、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理など

【特記事項】

- ・ 複合施設の取扱い : 施設全体に係る光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します。

1) 会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸切りで利用する場合については、表2により対象施設の1㎡・1時間当たりの原価を計算し、類似施設の平均値を求めて共通の1㎡・1時間当たりの原価を算出します。それに貸出面積を掛け、1時間当たりの原価を算出します。算出した額が50円を超える場合は50円ごとに端数を切捨て、50円未満のときは50円とします。

以上により算出した1時間当たりの原価に貸出時間を掛けて使用料の原価を計算します。

表 2

施設の年間維持管理経費÷施設面積÷年間使用可能時間＝1㎡・1時間当たりの原価
--

※これを基に類似施設の平均値を求め、1㎡・1時間当たりの共通原価を算出します。

年間使用可能時間＝(365日－年間休館日)×開館時間／日

1㎡・1時間当たりの原価(共通原価)×貸出面積＝1時間当たりの原価

1時間当たりの原価×貸出時間＝使用料の原価(使用料の目安)

2) 体育施設・ギャラリー等の場合

体育施設・ギャラリー等については、個々の施設によって利用区分や時間区分などの利用形態が異なるという特殊性から、会議室等のように一律に利用料金を算出することは困難です。

そこで、体育施設・ギャラリー等については近傍類似施設の料金を参考にし、急激な負担増を避けるために表7及び表8に定める改定上限率の考え方を導入して、適正な料金の設定を行うこととします。

3) 公共施設の駐車場の場合

公共施設の駐車場については、施設利用目的以外の駐車を排除して、施設利用者の利便性を高めること及び受益者負担の考えから、有料化を段階的に進めていくとともに、近傍類似施設の料金を参考にしながら、適正な料金の設定を行うこととします。ただし、大型バス及びマイクロバスの駐車料金については、すでに「流山市都市公園条例第17条第4項別表5」に規定されていることから、これを準用します。

4) 自転車駐車場の場合

施設の態様、維持管理費等を勘案して、適正な料金の設定を行うこととします。なお、自転車駐車場については、現行の登録手数料から、新たに施設使用料としての徴収方式となりますことから、今回は改定上限

率の適用対象外とします。

第3 無料・減免基準の見直し

使用料の無料・減免基準は、施設の利用促進などに一定の効果あげています。しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、これまでの無料・減免基準の見直しを図り、今後、減免基準を適用する場合には、わかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

(1) 新しい減免基準

利用者の活動内容等に基づく、無料・減免基準については見直しを図ります。

今後、減免規定を適用する場合には、原則として下記の表3、表4、表5、表6を基準として対応を図ります。

表3 【団体利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・市が利用する場合 ・当該施設の管理運営団体が利用する場合 ・市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育・保育活動を行うため利用する場合 	免除	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。 ・幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
<ul style="list-style-type: none"> ・市が共催する場合 ・市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が構成員の過半数を占める団体が利用する場合。 	2分の1減額	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全育成を図るため。 ・障害者の社会参加の促進を図るため。(介助者の免除は障害者が個人で利用する場合に適用。)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認める場合 	減額又は免除	<ul style="list-style-type: none"> ・適用する場合は、理由を明確にする。

表4 【個人利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の高校生以下の児童・生徒が利用する場合 	小・中・高校生の料金を設定しない場合 2分の1減額	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校生の料金を設定する場合は、一般の2分の1とする。 ・子どもの健全育成を図るため。 ・高校生の居場所づくり、健全育成を図るため。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の高齢者・障害者が利用する場合 	2分の1減額 介助者免除	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加の促進を図るため。 ・高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用。

表5 【駐車場利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 市又は教育委員会が主催又は共催する事業の事業者及び講師の来場 障害者手帳を交付されている者及びその介護者の来場 公的機関の職員等で公務で来場した者 教育・保育活動に伴って来場した児童、生徒の引率者 市又は教育委員会が招へいした者の来場 その他市長及び教育委員会が必要と認める者の来場 	免除	<ul style="list-style-type: none"> 行政が主催又は共催する事業に伴う事業者及び講師が利用する場合に限る。 障害者の社会参加の促進を図るため。 公的機関の職員等が公務で来館し、利用する場合に限る。 幼児・児童・生徒を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。 市又は教育委員会が招へいした者が利用する場合に限る。

表6 【自転車駐車場利用】

区 分	減免の内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の扶助を受けている者及び同一世帯に属する者の利用 都道府県知事から身体障害者手帳を交付されている者の利用 児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判断された者の利用 	免除	

(2) 市外料金の設定

市外の団体・個人の利用に当たっては、原則として市外料金（2倍を目安）を設定します。

III 急激な負担増への配慮

上記により算出された使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、急激な負担増を避けるため、使用料が段階的に上昇するよう配慮が必要です。

そこで、以下のような対応を図ることとしました。

① 団体利用の場合

急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

表7

現 行 料 金	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%

1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

② 個人利用の場合

個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人当たりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

表 8

現 行 料 金	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

※表7及び表8による改定後の使用料の単位は、50円単位を基本とします。

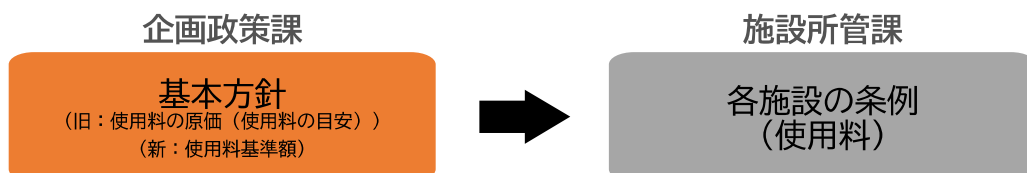
IV その他附則事項について

- (1) 今後、市民が利用する公共施設使用料の設定及び改定に当たっては、本基本方針を踏まえて検討することとします。
- (2) 使用料の見直しは、原則として3年毎に行います。
- (3) 本基本方針の見直しについては、社会情勢及び経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて行います。

「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」 の改定の方向性について

基本方針と使用料について

「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の位置付け
市民が利用する公共施設の使用料設定に当たっての基本的な考え方を
整理し、統一的な指標を得るために策定したものの。



- ・ 使用料設定の基準となる統一的な指標
- ・ 使用料を算定するための算定式を示す。
- ・ 基本方針に基づき算定した基準額を基に
使用料を条例で定める。

基本方針の適用範囲

基本方針では市内の公共施設のうち「公の施設」が適用範囲となります。

普通地方公共団体は、（中略）公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。（地方自治法第225条より）

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
（地方自治法第244条第1項より）

「公の施設」の場合でも次の場合は、個別に算定方法を明らかにした上で使用料を設定することができることとします。

- ・法令等により算定方法が定められているもの
- ・国、県の機関が算定している基準により定めているもの
- ・個別の検討により使用料を定めている場合

基本方針改定の主旨・目的

- ✓ 基本方針は平成20年2月に策定以降、一度も改定を行っていない。
- ✓ 策定当時と現在で社会経済情勢の変化により、施設管理経費が上昇している。
- ✓ 施設を利用しない方の公費負担が増えており、利用する方との間での不公平が拡大している。
- ✓ そこで使用料算定の方法を見直し、受益者負担の適正化を図る必要がある。



市民全体の公平性の担保を目的とし、
基本方針を改定します。

基本方針の主な変更点

1. 受益者負担の対象経費の見直し

施設を管理・運営するに当たり、受益者（施設利用者）が負担する維持管理経費について対象範囲を見直します。

2. 利用者負担割合の設定

施設で提供するサービスの必需性や民間代替性・収益可能性から利用者の負担割合を設定します。

1-1 受益者負担の対象経費の見直し

受益者負担の対象となる維持管理経費などの項目の範囲を見直します。

これまで対象となっていた維持管理経費



見直し後の対象となる維持管理経費



参考：人件費、減価償却費が対象経費に含まれている他自治体

柏市、鎌ヶ谷市、我孫子市、印西市、佐倉市、日野市、国立市、目黒区、中野区、多摩市、越谷市など

1-2 受益者負担の対象経費の見直し

維持管理経費等の項目の範囲

維持管理費等の項目	範囲
物件費	需用費、役務費、委託料、賃借料 など
維持補修費	修繕料、工事請負費など
補助費	負担金、補助金、公課費など
人件費	報酬、給料、手当、共済費など
減価償却費	施設の減価償却費のみ（備品は対象外）

2-1 利用者負担割合の設定

近傍類似施設や市内の民間施設のサービス状況等を踏まえつつ、施設で提供するサービスの必需性や民間代替性・収益可能性の大小により、施設が有する機能（用途）ごとに受益者の負担割合を設け、公平で適正な使用料を設定します。

(必需的) ↑ 必需性 ↓ (選択的)	I	A (受益者負担：0%)	B (受益者負担：25%)	C (受益者負担：50%)
	II	D (受益者負担：25%)	E (受益者負担：50%)	F (受益者負担：75%)
	III	G (受益者負担：50%)	H (受益者負担：75%)	I (受益者負担：100%)
		ア	イ	ウ
	(低い)	← 民間代替性・収益可能性 → (高い)		

2-2 利用者負担割合の設定

① 必需性による分類

区分	性質	内容	利用者負担
I	必需的 ↑ ↓ 選択的	市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設	小
II		一定の公益性をもとに、特定の利用者の利便を図る施設	中
III		生活や余暇をより快適で豊かにするためのサービスを提供する施設	高

② 民間代替性・収益可能性による分類

区分	ア	イ	ウ
性質	低い		高い
内容	収益可能性がない又は極めて低く、民間事業者によるサービス提供が困難な施設	収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設	相当の収益性があり、民間事業者等が同等のサービスの提供をしている若しくは期待できる施設
利用者負担	小	中	高

2-3 利用者負担割合の設定

施設用途ごとの負担割合（例）

用途	必需性	民間代替性・収益可能性	負担割合
会議室	I	イ	25%
調理実習室	II	イ	50%
多機能室	II	イ	50%
メインアリーナ (流山市民総合体育館)	III	イ	75%
ホール (おたかの森ホール)	III	ウ	100%

※用途が同じ場合でも施設の地理的条件や目的によって変動する場合があります。

使用料基準額の算定

施設ごとの使用料基準額は以下の算定式により算出します。

使用料基準額＝

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{\text{施設別原価}} & \times & \text{貸室の床面積} & \times & \text{貸出時間} & \times & \boxed{\text{利用者負担割合}} \\ \text{(1 m}^2\cdot\text{1時間当たりの原価)} & & \text{(m}^2\text{)} & & \text{(h)} & & \text{(\%)} \end{array}$$

■ 算定式用語

- ・使用料基準額
算定式により算出された条例で定める使用料の基準となる額
- ・施設別原価（1 m²・1時間当たりの原価）
「年間維持管理経費 ÷ 該当施設の総貸出面積 ÷ 使用可能時間」により算出した原価
- ・貸室の床面積（m²）
使用料算出対象となる部屋の床面積
- ・貸出時間
条例により定められた1コマ（区分・予約枠）当たりの時間
- ・負担割合
提供するサービスに応じて設定された利用者負担割合（0%～100%）

個人利用施設等

プール等の不特定多数の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を共用する施設

使用料基準額＝

$$\begin{array}{c} \text{1人当たりの原価} \\ \boxed{\text{(年間維持管理経費 } \div \text{ 年間利用者数)}} \times \text{利用者負担割合} \end{array}$$

利用対象の大部分が土地である施設

構造物の少ないグラウンド、野球場、庭球場などの施設の使用料の設定に当たっては、算定式の使用が困難なため、原則として、年間維持管理経費及び近隣自治体や民間の類似施設の使用料を参考に設定します。

減額及び免除規定

減免率は「100%・50%・30%・0%」の4段階を基本とし、本来的な受益者負担の公平性を損なわないように必要最低限で設定します。

基本的な減額及び免除項目

区分	減免の内容	備考
市又はその機関が主催者として使用する場合	免除	行政目的に限る。
当該施設の管理運営団体（指定管理者等）がその業務の実施のために使用する場合	免除	管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。 ※指定管理を委託されている事業者による自主事業は除く。
その他市長（教育委員会）が特に必要と認めた場合	減額又は免除	適用する場合は理由を明確にする。
市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が構成員の過半数を占める団体が利用する場合	2分の1減額	・こどもの健全育成を図るため。 ・障害者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障害者が個人で利用する場合に適用)

その他の事項について

曜日・時間帯別の料金設定

利用曜日・時間帯による使用料の格差は、それぞれの施設において設定できるとします。

興行（営利を目的とした）利用について

施設の有効利用を図るために、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、加算した施設使用料を徴収し、興行利用も認めます。

その他の事項について

無料施設の有料化の検討

現在、無料利用を前提としている施設においても、受益者負担の原則により有料化の検討を行い、無料を継続する場合は、無料とする合理的な理由を整理し、公平性の確保に努めます。

使用料の見直し周期について

見直し周期は原則、**4年**とします。
見直しのタイミングで現行料金と比較し、見直しを検討するものとします。

基本方針の改定スケジュール

令和8年3月～5月	行財政改革審議会（諮問→答申） 答申を反映した方針（案）の策定
令和8年6月～7月	パブリックコメントの実施
令和8年9月	パブリックコメントの結果の公表
令和8年10月	基本方針の改定

公の施設一覧

■ 有料施設【主な部屋】

- ・ 南流山児童センター【会議室】
- ・ リサイクルプラザ・プラザ館【工芸室、研修室】
- ・ 生涯学習センター【会議室、多目的ホール、体育館、和室等】
- ・ おおたかの森ホール【ホール、会議室等】
- ・ キックマン アリーナ【アリーナ、会議室等】
- ・ 柔道場（北部・南部）
- ・ プール（流山・北部・コミュニティプラザ）
- ・ コミュニティプラザ【多目的ホール、会議室等】
- ・ 市民会館
- ・ 公民館6館（中央、北部、東部、初石、南流山センター、おおたかの森センター）【会議室、和室、調理室、ホール等】
- ・ 森の図書館【会議室、和室等】
- ・ 自転車駐車場
- ・ 庭球場（総合運動公園、コミュニティプラザ）
- ・ 野球場（総合運動公園、河川敷）
- ・ 博物館
- ・ 一茶双樹記念館
- ・ 杜のアトリエ黎明
- ・ 白みりんミュージアム
- ・ 流山スポーツフィールド

■ 無料施設【主な部屋】

- ・ コミュニティホーム【大ホール、小ホール】
- ・ 福祉会館15館（流山、江戸川台、西深井など）
【大広間、会議室、和室、調理室等】
- ・ 地域福祉センター【研修室】
- ・ 高齢者福祉センター
- ・ 高齢者趣味の家
- ・ 東部スポーツフィールド

■ 対象外

（法令等により算定方法が定められているもの・国、県の機関が算定している基準により定められているもの・個別の検討により使用料を定めているもの）

- ・ 心身障害者福祉作業所（さつき園）
- ・ 障害者福祉センター
- ・ 障害者就労支援センター
- ・ 保健センター
- ・ 平日夜間・休日診療所
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童館・センター（一部施設を除く）
- ・ 公立保育所
- ・ 都市公園
- ・ 市営住宅
- ・ 学童クラブ
- ・ 幼児教育支援センター
- ・ フレンドステーション
- ・ 中央図書館
- ・ 木の図書館
- ・ 南流山地域図書館
- ・ おおたかの森子ども図書館